

工事着手日選択型契約方式について

本件工事は、工事着手日選択型契約方式の対象工事であり、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日という。以下同じ）を選択することができる。

1 本件工事の工事着手期限日

本件工事の工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）は、令和7年4月27日とする。

2 工事着手日

- (1) 落札者となるものは、契約締結の日から工事着手期限日までの期間で、任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（別記様式1）により発注者に通知しなければならない。
- (2) 上記(1)で定めた工事着手日について前倒しできることとし、工事着手日変更協議書（別記様式3）及び変更協議に係る承諾書（別記様式5）により、受発注者が協議したうえで変更契約する。

3 工期

通知された工事着手日から、必要な所要工期を確保することとし、工期の終期日を変更する。

なお、所要工期は、216日間とし、工事着手期限日を工事着手日とした場合、工期の終期日は、令和7年11月28日となる。

4 前払金

受注者は、工事着手日前に対象工事の前払金を請求することはできない。

なお、令和6年度中に工事着手した場合は、一般競争入札の公告11（1）に示すとおり、前払金の支払いは令和7年4月以降とする。

5 工事着手日前の取扱い

受注者は、契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

6 配置予定技術者の取扱い

- (1) 契約締結の日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人を配置することを要しないこととし、配置予定技術者は、工事着手日時時点で配置できるものとする。
- (2) 受注者は、契約約款第10条に基づく、「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」は工事着手日から14日以内に発注者に提出し、コリンズへの登録は工事着手日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録機関に登録する。

7 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、工事着手日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

8 契約保証金

契約保証の期間は、契約締結の日から工期の終期日までとする。

工事着手日通知書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

令和 年 月 日

様

落札者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 着 手 日	令和 年 月 日

※ 契約前に提出すること。

工事着手日変更協議書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

令和 年 月 日

様

落札者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印

次のとおり工事着手日を変更してください。

工 事 名	
工 事 場 所	
変 更 工 事 着 手 日	令和 年 月 日

変更協議に係る承諾書

(工事着手日選択型契約方式適用工事)

令和 年 月 日

様

広島高速道路公社 理事長 印

令和 年 月 日付けの工事着手日の変更については、承諾します。

工 事 名	
工 事 場 所	
変更工事着手日	令和 年 月 日